

# 特別養護老人ホーム伊賀の街料金表 (ユニット型)

介護保険負担割合 **1割**の方

単位:円

介護 度	項目 所得階層	介護サービス費(1日)		② 居住費 (日額)	③ 食 費 (日額)	④ (①+②+③) (1日当り)	⑤ ④×30日 (約1ヶ月)	
		単位	①利用者負担 <small>単位数×10.14×0.1</small>					
要 介 護 5	第4段階	955	968	2,006	1,445	4,419	132,570	
	第3段階			②	1,310	1,360	3,638	109,140
				①		650	2,928	87,840
	第2段階			820	390	2,178	65,340	
第1段階	820	300	2,088	62,640				
要 介 護 4	第4段階	886	898	2,006	1,445	4,349	130,470	
	第3段階			②	1,310	1,360	3,568	107,040
				①		650	2,858	85,740
	第2段階			820	390	2,108	63,240	
第1段階	820	300	2,018	60,540				
要 介 護 3	第4段階	815	826	2,006	1,445	4,277	128,310	
	第3段階			②	1,310	1,360	3,496	104,880
				①		650	2,786	83,580
	第2段階			820	390	2,036	61,080	
第1段階	820	300	1,946	58,380				

※ 第1～3段階の軽減適用を受ける場合は、介護保険者が発行する「介護保険負担限度額認定書」が必要です。

介護保険負担割合 **2・3割**負担の方

単位:円

介護 度	項目 負担割合	介護サービス費(1日)		② 居住費 (日額)	③ 食 費 (日額)	④ (①+②+③) (1日当り)	⑤ ④×30日
		単位	①利用者負担 <small>単位数×10.14×2割 単位数×10.14×3割</small>				
介 5	2割負担	955	1,936	2,006	1,445	5,387	161,610
	3割負担		2,905			6,356	190,680
介 4	2割負担	886	1,797	2,006	1,445	5,247	157,410
	3割負担		2,695			6,146	184,380
介 3	2割負担	815	1,652	2,006	1,445	5,103	153,090
	3割負担		2,479			5,930	177,900

※ 介護保険単価は厚生労働省により、単位数で示されます。利用料金は、伊賀市の場合地域加算により、施設サービスは点数に「10.14」の係数をかけて(1円未満切り捨て)計算されますので月単位の計算では、若干の誤差が出ますことをご承知おきください。

※ 特養への入所は法令により原則要介護3～5の方が対象です。特別な事情や入所後自立・要支援・要介護1・2と判定された方の費用については別にお問合せ下さい。

### 介護サービス費に係る加算(抜粋) ※単位表示

	加算種別	概略内容	単位/日	備考
施設に係る加算 (入居者に共通する加算)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	入居者の心身状況等の情報をもとに介護サービスの質の向上を目指す取り組みを推進する加算	50/月	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	より良いサービスを提供する事を目的に介護職員の安定的な処遇改善を図るための加算	所定単位数の13.6%	
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	見守り機器等のテクノロジーを導入し業務改善の取り組みを継続的に行いサービスの向上を図るための加算	10/月	
	安全対策体制加算	介護事故を防ぐための対策強化を行うための加算	20	
	栄養マネジメント強化加算	常勤の管理栄養士の指導のもと利用者の栄養ケアを管理するための加算	11	
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	褥瘡の発生リスクを予防するための対策を計画的に管理する事で算定される加算	3/月	
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		13/月	
	排せつ支援加算(Ⅰ)	適切な排せつケアを提供する体制を整えることや、排せつに関する改善が見られた場合に評価される加算	10/月	
排せつ支援加算(Ⅱ)	15/月			
該当者のみの加算	初期加算	入所日から30日間施設に慣れるまでの支援を評価する加算	30	
	外泊時加算	外泊(入院を含む)時に月に6日まで居室を確保する為の加算	246	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	利用者に対し個別の機能訓練を計画および実行し、かつ定期的な効果を測定することにより算定できる加算	12	
	個別機能訓練加算(Ⅱ)		20/月	
	看取り介護加算(Ⅱ)(1)	老衰や疾病の回復の見込みがないと診断された方を、医師や看護師など多職種と連携をとって介護施設で看取りをする場合に加算	72	死亡日以前31日～45日以下
	看取り介護加算(Ⅱ)(2)		144	死亡日以前4日～30日以下
看取り介護加算(Ⅱ)(3)	780		死亡日以前2日または3日	
看取り介護加算(Ⅱ)(4)	1580		死亡当日	

※ 加算のご利用者負担については、介護サービス費の計算法と同様です。

### その他の料金

項目	内容	料金
菓子・飲み物代	おやつ、及び飲み物代として	¥300/日
生活サポート費	日用消耗品をそれぞれ複数種類準備しています。その中より選択していただきます。(詳細は、契約時にご確認下さい。)	¥100/日
テレビ持ち込み料	電気代・受信設備の維持料として	¥60/日
その他の電気製品	電気代として	¥50/日
送迎費	指定病院以外の通院や帰省等のお手伝いをします。	¥2000/30分
理髪	施設内で理髪師による理容サービスを安価で受けれます。	実費
医療・予防接種	定期診察や通院、投薬費用を立替後にご請求します。	実費
クラブ・行事費	原材料費等や講師謝礼の必要経費を参加者数で按分します。	実費
その他、ご利用者が在宅等の日常生活で支払うべき代金		実費

※ テレビ及びその他家電製品については使用の有無にかかわらず持ち込まれた日から料金が発生します。

※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になる事があります。